

第十三回国会
衆議院

運輸委員會會議錄第四十一号

昭和二十七年六月七日(土曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君 理事 満尾 君亮君

理事 山崎 岩男君

大澤 嘉平君 岡田 五郎君

尾崎 末吉君 關谷 勝利君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

飯田 義茂君 江崎 一治君

石野 久男君

出席政府委員

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

經濟安定事務官 阪田 泰二君

(財政金融局長)

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

六月七日

黒澤富次郎君が理事に補欠当選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

離島航路整備法案(關谷勝利君外四十八名提出、衆法第五八号)

〇岡村委員長 これより會議を開きます。

離島航路整備法案を議題として質疑に入ります。尾崎末吉君。

〇尾崎(末)委員 離島航路整備法案の中で最も重要な点につきまして、安本の政府委員に質疑をいたしたいと思います。現在質疑をいたしますこの事柄につきましては、過日の本委

員会におきまして、予算委員會の委員長並びに大藏省當局に御出席をお願いいたして、十分に政府の御意思を聞いたのであります。この事柄の中で安定本部に關係のある重要な問題について、御質問申し上げたいと思うのであります。

この離島航路整備法案を提出いたしました趣意は、もうすでに御承知でありますように、現在離島航路というものは、いわゆる本土から島へ、島から島へとつながつて行かなければならない航路が国内に四百八十九ありまして、これに準ずるものが四百四十三、合せて六百三十二という国内旅客定期航路中の約八割に達するのであります。ところがこれを毎日々々利用する数十万の旅客並びに郵便物、重要物資の輸送に當つておるといふのであります。ちやうどこれはあたかも陸上における道路とひとしい公共性の性格を持つたのが離島航路であるといふことは、十分御承知の通りなのであります。このためにこの航路事業につきましては公共事業の性格があるものとして、免許事業となつていふことも御承知の通りであります。ところがこれらの航路中いわゆる採算が成り立たないで、赤字經營のために非常に苦しんでいるのがたくさんあるのであります。さき申しますように公共性のために免許事業といたしておりますので、かつてに運賃を上げることもできず、またかりに現在よりも幾らか運賃を上げることができるといたしましても、これを利用する

人々はその負担能力を持たない人々が非常に多い、こういうことでありますために、この離島航路整備法案を制定いたしました。これらの航路に対して一定の基準による補助金を与える方法を立てる。他面におきましては、これらの航路に使用いたしております船が、過半数はすでにその耐用年数を経過いたしております。いわゆる老朽船で非常に危険な状態にあるので、これを早く改造または新造しなければならぬ、こういう絶対の必要に迫られているのであります。でありますから、この絶対の必要がありながら金融の措置がうまく行かないために、これらの老朽船の改造またはこれにかわるべき新造等ができないという事情にあるのであります。でありますからこの法律におきまして、これらの金融を円滑にするために、これらの改造または新造をする船に対して、政府に損失補償をやつてもらいたいといふことを強く要望いたしたのでありますけれども、それは先般大藏省の御意向も聞き、予算委員長等の意向も聞きましたが、その点は少し無理があるもので、損失補償のようなどことは困難であるが、そのかわりにこの法案の中にあるような改造または新造に要する融資をあつせんし、こういふことに政府の方の御所信を伺つたのであります。それで融資となりますれば、安定本部の方に非常に強い關係がありますので、これからその中身について御質問申し上げるのであります。この離島航路事業を開発

銀行の融資の對象として、融資をあつせんをするような方法を講じよう、こういうことが大藏當局の御意向であつたのであります。これらにつきましては安定本部の御意向は、大藏省と大体同様の御意向であるかどうか。このことをまず伺つてみたいのであります。

て、考慮をいたして行くことにいたしたい、かように存じております。

〇阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。開行銀行の融資の對象となる事業につきましては、御承知かと思ひますけれども、政府資金の融資の對象となるべき産業及び交通に關する基本計画、こういうものを開議の決定によつて定めまして、これに基いて開行銀行に対して融資を指示しておるわけであります。その融資の指示をしておる内容は、必ずしも開議決定自体では具体的なところはきめておりません。しかしその内容として、ある程度こういう事業には融資してしかるべきであらうといふような指示をしておるわけです。その問題であります。ただいまお話の離島航路事業につきましては、現在のところ融資の對象として入つていないような解釈になつております。ただいまお話のようないろいろな実情も伺ひまして、なお国会といひまして、施設の措置あるいは一部予算的な措置等も完備して参る、こういうような御意向がはつきりして参りますれば、当然開行銀行の融資の對象となるべき事業につきましても、十分そういうような国会の御意向をくみまし

〇阪田政府委員 開議決定というお話でございますが、この産業及び交通に關する基本的計画と申しますのは、先般開議決定いたしましたものであります。が、内容としていたしましてはかなり抽象的なきめ方がしてありまして、たとえは国内資源の需給度の向上のために産業の育成に必要な資金を融資する。産業の國際競争力を増進する等のために交通施設の合理化、近代化をはかつて行く、そういうような抽象的なきめ方がしてあるわけであります。従いまして離島航路關係の施設を開行銀行の融資對象に入れるためには、必ずしも開議決定そのものを動かす必要はないわけでありまして、ただいろいろ關係の各省機關等がございますので、そういう方面とも相談いたしまして、具体的にこの離島航路事業に關する資金を入れるか入れないか、その方法、やり方等につきましてはお協議して参りたい、こういうふうな考慮をしております。

○尾崎(末)委員 たいだいまの御答弁によりまして、いろいろふにう了承をいたしてよろしくございませう。いわゆる開港資金の融資の対象となるものについては、開議決定が個々について具体的ことが示されていないで、抽象的に大ざっぱにきめられておるが、現在開議決定によつてきめられておるものによつて、離島航路事業というものに對する融資を對象としてよろしい、こういうことについて努力をする、こういうふうの趣旨に了承してよろしくございませう。

○阪田政府委員 仰せの通りでございます。開議決定の趣旨自体には当然含まれるものであらうと考えますが、具体的にその開議決定の内容に入るものとして開議銀行が指示する、こういうものとして、あらためて関係方面とも十分協議いたしまして決定いたしました、こういうふうな考えでございませう。

○瀬尾委員 関連して……。三月におきまになりました開議銀行の融資對象の問題であります。付属別表というものはある。その中に添加する必要があるのではないかと。付属別表につけ加えるのであれば、やはり前の開議決定の変更追加でありますけれども、その手続がいろいろではないかというところを感ずるものであります。あわせてついでにお尋ねしたいことは、さきの当選運輸委員会におきまして、地方鉄道事業、自動車事業及び国際観光ホテルに關して、私も今の開議決定の付属別表の訂正を決議したのでありますけれども、それにつきましてその後の経過を見ておきますと、一向具体化しない、はなはだ残念に存じておるのです。私は運輸省当局にも、なぜあれ

を早く開議決定に持つて行かないかというところを督促しておるのであります。安本なり大蔵省なりのお冠がすなおに動かないもので、たいへん手間取つて残念に思つておる。従つて今日離島のことにつきましては御同僚お願いいたしたいし、あわせて前回の決議につきましても、ぜひ思い起していただいて手を打つていただきたい。あるいは私どもの解釈が間違つておるかもしれないけれども、開議銀行側の意向も聞いてみますと、どうも政府から言いたいのをもらわぬと、口頭で趣旨だけしかるべくやれと言われても、銀行側としては非常に扱いにくい、こう言つて悲鳴をあげているようなかつこうでありますから、できますればやはり付属別表に、先ほど申しました鉄道の改良費及び自動車運送事業及び国際観光ホテルに加えて、この離島の関係というものを御追加になることが必要ではないか、またそれは非常に適切でないかと考えるのであります。お尋ね申し上げたい。

○阪田政府委員 たいだいまお尋ねになりました通りであります。産業及び交通に關する基本計画、一応の別表というものがついておりまして、それに個々の事業がきめてある、こういう形になつておりますが、こまかい話になるわけでありまして、この別表につきましては、開議決定の際には開議決定の事項からははずしまして、一応参考資料というふうな形で開議でお出ししたわけなんです。それで別表につきましては、関係の当局の協議で追加訂正もできる、こういうふうに一応開議の御了解も願つておるわけでありまして、その意味におきまして開議決定は重要であ

る、こう申し上げたのです。それから先ほどなおお尋ねがございました国際観光ホテル等に対する追加の問題につきましても、同様十分検討いたしまして、追加するかどうか決定いたして参りたいと思つております。

○尾崎(末)委員 先ほどの私の質問に對する御答弁、並びにただいま開議質問をいたしまして満員委員からの質問に對する御答弁によつて、この離島航路に對する融資、これは具体的にきめて行くことにする、こういう趣意に伺ひまして非常に欣快とするのであります。ぜひそういうことにお願ひしたい。つきましては、この離島航路事業者そのもの、企業体そのものは非常に弱体なものが多く集まりでありまして、この融資をこゝろに企業体そのものが非常に弱体なために力に相当弱、こういうことが心配になりますので、そこで融資の對象としてきめておいて、その上に離島航路事業に對する融資の一つのわくをつくつていただく、こういうことについての御努力を願へないかどうか、これはさき申しますように、公共性を持つた陸における道路と同じような公共性を持つたのがこの離島航路でありまして、特にひとつめんどろを見てもいただく、こういうことで一つのわくをつくつていただく、こういうことの御盡力を願へないかどうか、このことについて御答弁を願ひたい。

○阪田政府委員 たいだいまお尋ねの点であります。開議銀行の關係につきましては、御承知と思ひますが、開議銀行の仕組みをいたしまして、やはり開議銀行の融資は回収の確実なものに

貸す、しかもそういうものにつきましては、開議銀行自体が自主的に責任を持つて判断してやつて行く、こういうふうな考え方を根本においてはおつて、開議銀行の融資は回収の確実なものに銀行の、特殊な金融機関である、こういう使命からいたしまして、政府の方から、先ほど申し上げましたような基本計画というもので、こういう方針に合致した融資をせよということだけは指示いたしておるわけでございます。それ以上具体的に立ち入つて、どういう事業には貸すべきであるというところまでは現在いたしておらないわけでありまして、開議銀行の建前からいたしまして、融資命令といったことになりまして、融資命令といったことになりまして、その辺で具体的に立ち入つてやることは、ちよつとどうかというふうな考へておるわけでございます。しかし国会方面で離島航路事業に對する融資は非常に重要なものである、十分これを尊重いたしまして、具體的な命令とかわくをきめるとかいうことではなくて、大蔵省その他の関係方面とも相談いたし、開議銀行とも十分懇談的に話をしまして、国会の御意思に沿うような結果が得られますように努力いたしてみたい、こういうふうな考へております。

○尾崎(末)委員 非常に御温情のある御答弁で喜ばないないものであります。ただいまの御答弁の趣意は、開議銀行は自主性を持つたものであるから、命令にひとしいわくをきめるといふような四角ばつたことはやりにくいけれども、大蔵省その他の話合ひ、また開議銀行等との間における話合ひにおいて、希望に沿うようにいた

してやる、こういうふうな了承をいたしてよろしいのでございませう。また特にこの法律によりまして、利子補給等を願うようなことになつておるのでありますから、その利子補給が政府によつて裏づけせられるということになりますれば、いわゆる融資に対する回収が確実である、こういうことも十分に信用づけられるのでありますから、それらの点等もあわせて大蔵省その他とも話し合ひ、また開議銀行等に対して十分われ／＼国会の意思も伝えて、その目的を達することができるよう盡力をする、こういうふうな何つてよろしいのであります。

○阪田政府委員 たいだいま仰せの通りであります。ことに利子の補給をするといつたような式で、法律的にもあるいは予算的な措置におきまして、こういう事業を非常に重視しておるのだ、こういう形がはつきりいたして参りますれば、開議銀行としても十分その辺は考慮して融資の決定に當る、こういうことになるだらうと思ひます。決定いたしますれば、その辺は十分懇談的にい／＼相談いたしてみたいと存じます。

○尾崎(末)委員 過日本委員会において伺いました大蔵省当局の御答弁の趣意並びに予算委員会の委員長のお話の趣意と、たいだいま伺いました安本当局の御答弁の趣意とがよく一致をいたしておることを了承いたしますので、これでおのづから承知いたします。どうぞひとつ先ほど申しましたような離島航路の事情に沿ひまして、格段の御同情ある、そして確実な御盡力をくださいますように希望を申し上げます。

○瀬尾委員 関連して……。離島航路

について御心配をいたさなく
ことは非常にけつこうなことで、ぜひそ
うお願いしたい。あわせてこの際もう
一言急を押しおきたいのであります
が、前同、この開港銀行の融資のわ
の拡大に際して、陸運の諸事業につ
きまして当委員会は決議をいたしました。そ
のときは安本から来ていただき、大蔵
省からも来ていただき、運輸省からも
来ていただき、関係官庁の皆さんのお
話を十分伺いまして、われ／＼は決
議をしたわけでありまして、この当委員
会の決議については十分尊重してい
たのであります。先ほどの御
答弁の含みとしては、まだこれから考
えるのだというように私はとれるので
ありますが、その点についての御心境
を伺いたい。

○阪田政府委員 先般運輸委員会で御
決議になりました越前につきましても、
十分承知いたしております。実は
開港銀行関係につきましては、具体的
な事業の融資対象を追加するという問
題が、運輸省関係におきましてもい
ろいろなものがあつたわけでありま
す。そのほか各省関係についてもご
さいます。それと開港銀行の現在融資対
象に規定されておられる事業に對す
る申込みの状況、あるいはそれに対
する融資の見込み等、いろいろ／＼現在開港
銀行にも調べさせております。そうい
うような関係も総合いたしまして、ど
ういうものを取上げて追加したいとい
うかというのを定めていたしたい、こ
ういふことでせつ／＼努力しておる最
中でありまして、どうぞ御了承願いま
す。

○瀧尾委員 私どもがお願いいたした
のは、陸運の諸事業につきま
して、どの事業に直接出してくれとい

うようなことではありません。それは
開港銀行当事者が相手方の事業計画な
信用の程度をよく御精査になりまし
て、個々に御決定いただければいいの
で、陸運の事業について開港銀行が出
そうと思つても、出せないんだとい
うのをただいまはかぶせられておる、
その点を除去していただきたい。實際
の決定は具体的に決定していただければ
いいのであります。あの別表に並ん
でおります事業がどういふふうにして
きまつたのか、国会のわれ／＼の知ら
ぬうちにきまつてしまつた。あるいは
私の見落しであつたかもしれませ
んが、あれほどの重大な問題ですから、
みんながよく慎重審議してきめられ
いのであります。に、ちよ／＼つと
きまつたように実は思つておるので
ございます。ぜひやう／＼思つてもや
れないという障害があつたのでは非常
に困るのでございまして、具体的に考
慮し得る範囲まではぜひ上げていただ
きたい。実は他の産業の悪口を申し上げ
ては申訳ないから申し上げませんが、
どうも列記してあるものの重要さとい
うものに相当懸念がある。そこでそ
うくだけにはぜひ設定していただきたい
というのがわれ／＼の真意でございま
すから、この真意をぜひひとつくんで
いただきたいと思います。

○關谷委員 一点だけ安本の政府委員
にお尋ねを申し上げたいのでありま
す。現在大蔵省に見返り資金の中小企
業へのわくとして、相当の金高が手持
ちをせられておるはずであります。こ
この見返り資金の中小企業へのわくの
対象に、この難島航路に對しまする融
資がなり得るといふふうに私たち考
えるのであります。安本としての御意

見はどうでありますか、伺つておき
たいと思ひます。

○阪田政府委員 見返り資金の中小企
業関係の融資対象につきましては、開
港銀行の基本計画といつたような具体
的の指定はいたしてないわけでありま
す。従つて見返り資金の越前合うよ
うな貸出しなら出し得るわけであり
まして、このような難島関係の船舶の設
備資金といつたようなもの、これは
具体的に申込みにつきましても検討す
ることになつておるのであります。け
れども、融資し得るものであるといふ
うに考へております。

○關谷委員 この見返り資金の融資対
象になるか否かというふうな具
体的な問題に關する判定につきまし
て、やはり経済安定本部の方におい
て関与をせられるのかどうか、ちよつと
伺ひます。

○阪田政府委員 見返り資金の中小企
業関係に對する融資については、具
体的の仕事は銀行その他の取扱機關が
業者から申込みを受ける、それに対
して日本銀行がこれを審査して、大体日
本銀行において具体的な問題は決定し
ておるような形になつておまして、
安定本部の方では具体的に申込みに對
する決定というところまでは、事實問
題としてはタッチしておらないわけ
であります。

然たる島でありますので、これだけの
数より少し減らした方が、大体
それに似通つた数があるものでありま
す。これに準離島航路といふふうな
ものが百四十三、合計六百三十二であ
りますが、大体四百程度、こゝういふ
に推定されます。

○江崎(一)委員 どの程度から離島と
いうことになるのか。たとえば北海道
の利尻、礼文とか、近くでは大島、も
つと接近すれば淡路島、こゝういふのが
離島になるのかどうか。その限界はど
うなんですか。

○關谷委員 離島の定義において、船
舶による以外連絡の方法のないものを
離島と稱す、こゝういふふうにしてお
るのであります。島はこゝとく離
島であります。

は、離島航路事業を經營する会社に對
して、多少は援助になるでしようけれ
ども、それ／＼の金で公共性を保つ
だけの事業を經營できるのかどうか。
この点はどういふ御見解です。

○關谷委員 大体航路補助といひます
のは、離島航路事業であつて、しかも
赤字のあるものに対してこれを支
出するのであります。もうけておる
ところへは出さない。従ひまして赤字
のあるものだけに對して、本年度の計
画は三十一航路に對して三千五百万
円を出す、こゝういふことになつてお
りますので、大体三割前後のものになる
のではなからうか、こゝういふに考へて
おりますが、十分とは言へませんので、
今回この法律によりまして基準がで
きまして、その基準によつて算定し得
たものに対してそれを全部補助だけ
のもの、全部と申しまして、地方の
公共団体におきまして半分は補助を
するといふことになつて参ります。本
年度最初運輸當局が大蔵省に請求いた
しましたのは三十七航路でありまして、
實際の三十七航路の推定欠損額が二億
一千三百万、こゝういふふうなことにな
つております。その半額の一億六百萬
円を引きましたらなおかつ六千万円程
度のものが不足する。これだけのもの
があれば地方公共団体と国とにおいて十
分欠損を補償することができ、こゝ
ういふことになつております。

○江崎(一)委員 本年度の予算案はも
う決定したわけなんです、三千五百
万円の補助金をどこから支出されるの
ですか。

○江崎(一)委員 本年度の予算のどう
いう費目に計上されておりますか。

○岡田(修)政府委員 運輸省関係の一
般海運行政費の中に計上されております。

○江崎(一)委員 それはこの法案を予
定して計上されておつたのか、その点
はどうでしょう。非常にあいまいだと思
うのです。

○岡田(修)政府委員 実はこの法案の
航路補助の規定と同様な規定が、海上
運送法にあるわけです。その海上運送
法の規定がこちらの方に移されたとい
うことでございまして、予算はその海
上運送法の規定に基づいて計上されて
いるわけでありまして、従つて航路補助
の規定はこの法律で初めて出て来るも
のではございません。海上運送法の規定
がこちらへ移された、そのように御了
解願つてよいと思います。

○岡村委員 ほか質疑はございま
せんか。これにて質疑は終了いた
しました。

本案に対し黒澤君より修正案が提出
せられておりますので、その趣旨説明
を求めます。黒澤君。

離島航路整備法案に対する修正案

離島航路整備法案の一部を次の
ように修正する。

第十二條の見出し中「損失補償
及び」を削り、同條第一項中「当
該融資をすることによつて受けた
損失を補償し、又は」を削り、同
條第四項を削る。

第十三條を削る。

第十四條中「第十二條を「前條」
に改め、同條を第十三條とし、第
十五條を第十四條とする。

昭和二十七年六月十七日印刷

第十六條及び第十七條を削り、
第十八條を第十五條とする。

第十九條中「第十五條を「第十
四條に改め、」若しくは第十六條」
及び「補償すべき損失の全部若し
くは一部について補償をせず、」を
削り、「既にした利子の補給若しくは
損失の補償」を「既に補給した
利子」に改め、同條を第十六條と
する。

第二十條を第十七條とし、以下
三條ずつ繰り上げる。

○黒澤委員 本案について動議を提出
いたします。

本法に規定されております建造融
資等に対する損失補償につきまして
は、過日の委員会において大蔵当局の
意見を徴しましたところ、融資につ
いては日本開発銀行に対して特別な融資
のわくを設定し、資金の確保について
極力努力する旨の答弁を得ましたの
で、ただいまお手元に配付されました
修正案の通り損失補償に関する條項を
削除いたしたいと存じます。それでは
修正案を朗読いたします。

離島航路整備法案に対する修正案
離島航路整備法案の一部を次の
ように修正する。

第十二條の見出し中「損失補償及
び」を削り、同條第一項中「当該融
資をすることによつて受けた損失を
補償し、又は」を削り、同條第四項
を削る。

第十三條を削る。

第十四條中「第十二條を「前條」
に改め、同條を第十三條とし、第十
五條を第十四條とする。

第十六條及び第十七條を削り、第
十八條を第十五條とする。

昭和二十七年六月十八日発行

第十九條中「第十五條を「第十
四條に改め、」若しくは第十六條及
び「補償すべき損失の全部若しくは
一部について補償をせず、」を削り、
「既にした利子の補給若しくは損失
の補償」を「既に補給した利子」に
改め、同條を第十六條とする。

第二十條を第十七條とし、以下三
條ずつ繰り上げる。

○岡村委員 これより本案及び修正
案を一括して討論に入りますが、通告
もありませんので、これを省略するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員 なければさよう決しま
す。

これより採決に入ります。まず黒澤
君提出の修正案について採決いたしま
す。本修正案に賛成の諸君の起立を願
います。

〔総員起立〕

○岡村委員 起立総員。よつて本修
正案は可決いたしました。

次にただいま可決いたしました修正
案の修正部分を除く原案について採決
いたします。これに賛成の諸君の起立
を願います。

〔総員起立〕

○岡村委員 起立総員。修正部分を
除く原案は可決いたしました。よつて
本案は修正可決いたしました。

次に岡村君より附帯決議を付するの
動議が提出されておりますので、その
趣旨の説明を求めます。岡村君。

○岡村委員 離島航路整備法案に対す
る附帯決議を提案いたします。

本法運用に際しまして、資金の円
滑をはかり、さらに当該事業の健全な
発達を期するため、次のような附帯決

議を提案いたします。案文を朗読いた
します。

離島航路整備法案に対する附帯
決議

離島航路における旅客定期航路事
業の成否は、地方民生の安定、地方
産業の発達及び文化の伸張に影響す
るところが少くない。

而るに当該事業の現状は、窮迫の
極に達しており、これが保護育成
を図るは緊急の要務であると認め
る。

よつて、政府は、当該事業の助成
策の一環として、離島航路事業の用
に供する船舶の建造又は改造に要す
る資金の融通の円滑を図るため、速
かに当該事業を日本開発銀行の融資
対象事業に指定し、資金の確保につ
いて強力適切な措置を講ぜらるゝ共
に、尙対日援助見返資金からの貸付
につき時に考慮せられんことを望
む。

右動議を提出いたします。

○岡村委員 ただいまの動議に対し
採決いたします。賛成の諸君の起立を
願います。

〔総員起立〕

○岡村委員 起立総員。よつて動議
のごとく附帯決議を付するに決定いた
しました。

次に附帯決議に関する字句の修正、
整理については、委員長に一任を願
います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員 なお本案に関する報告
書については、委員長に一任を願いた
いと存じますが、異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員 異議なければ、さよう
決定いたします。

○岡村委員 この際お諮りいたしま
す。昨六日理事黒澤富次郎君が委員を
辞任された結果、理事に欠員が生じて
おりますので、委員長より指名するに
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員 異議なければ、黒澤富
次郎君を理事に指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二分散会

〔参照〕

離島航路整備法案(岡谷勝利君外四十
八名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁